

社会福祉法人 親永会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 親永会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 費 (日額)
理事会出席報酬等	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	実 費 弁 償 費 (日額)
評議員会出席報酬等	0 円	2, 0 0 0 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、職員給与を支給している理事長には支給しない。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員給与を支給している理事には支給しない。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	10,000 円	10,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 この法人の職員を兼務する役員は、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給の方法)

第7条 役員及び評議員の報酬及び実費弁償費、旅費はその都度支払う。ただし、本人が希望する場合は各年まとめて3月末に支払うこともできる。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、現金により本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和元年11月2日に一部改正し施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事及び監事業務報酬等(日額)	1,000円	2,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	1,000円	2,000円	
評議員業務報酬等(日額)	0円	2,000円	